



Japan External Trade Organization

# 国家 IPR 政策(第一次ドラフト) (日本語仮訳)

---

IPR シンクタンク  
2014 年 12 月公表

2015 年 1 月

独立行政法人 日本貿易振興機構  
ニューデリー事務所  
知的財産権部

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などを、できる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 国家 IPR 政策(第 1 次ドラフト)

提出者：IPR シンクタンク

委員長 – Prabha Sridevan 判事

委員 – 上級法廷弁護士、Prathiba M. Singh 氏

委員／議長 – Narendra K. Sabharwal 氏

委員 – 法廷弁護士、Punita Bhargava 氏

委員 – Rajeev Srinivasan 氏

委員 – Unnat Pandit 博士

インド・ニューデリー

## 目次

1. 序論	3
2. インドにおける知的財産制度の概要	4
3. ビジョンおよび使命	6
4. 目標	7
目標1 - 知的財産の認識および推進	7
目標2 - 知的財産の創造	8
目標3 - 法的枠組み	11
目標4 - 知的財産の管理	12
目標5 - 知的財産の商業化	15
目標6 - 権利行使および司法的判断	17
目標7 - 人材開発	20
5. 近年の政府の取組みとの知的財産の統合	21
6. 調整、実施、監視および評価	22
7. 謝辞	23

## 国家知的財産権政策

### 序論

創造性と革新性は、知識経済における成長、発展および進歩の原動力である。「創造的なインド、革新的なインド：सृजन भारत;र\_चत भारत」は、様々な分野における人類の偉業を先導する意欲をインドに呼び起こす標語である。インドの憲法は、「科学的な気質」および「探求の精神を発展させ」、「国家が常により高い努力および業績レベルに達することができるように、個人および集団活動のあらゆる領域において卓越性の実現に向かって努力すること」を国民に求めている。

インドの知的創造物の範囲は、特許から植物品種、商標から伝統的知識、著作権から意匠そして地理的表示まで、インドの国民と同様に多様である。インドは確固たる知的財産（IP）法および強固な IP 法制を有している。法的枠組みは、開発ニーズおよび国際公約を考慮に入れ、長い期間をかけて発展してきた基本的な政策の方向性および国家の優先度を反映するものである。あらゆるものを網羅する知的財産政策は、インドの経済成長および社会文化的発展のために知的財産の最大限の可能性を引き出す、全体的かつ貢献的なエコシステムを推進する。そのような政策は IP 文化をはぐくみ、法的基盤、管理基盤および権利行使基盤、人材、制度上の支援システム、国際的重要性を含む、IP 制度のあらゆる面に対処する。本政策は、すべての創作者および発明者が、富の創造、雇用機会および事業の発展への貢献につながる IP の創造、保護および利用についての自らの可能性を実現するように導き、これを可能にするものである。

創作者および革新者であるという概念は、すべてのジャンルの知的財産権の創造を最大化するというインド国民の想像力を刺激するに違いない。本政策は、社会および国民のより大きな利益のために、創造および革新の十分な恩恵を利用することを意図するものである。本政策は、革新に資する環境の創設に、政府、研究開発機関、教育機関、中小零細企業（MSME）を含む企業体、およびその他の利害関係者の強みを組み入れるものとする。政府は、技術の効果的な開発および移転のために IPR 体系の強みを利用すること、創造的な産業を推進すること、小規模な革新を奨励すること、地域社会が伝統的知識を含む知識ベースから恩恵を得られるようにすること、植物育種および育成などの IPR に重点的に取り組む機関を奨励すること、ならびにインドの生物多様性を不公正な生物資源探査から保護することについて、それぞれ先見的役割を果たすものとする。

インドは、TRIPS 協定を含む多くの国際条約および協定に加盟している。インドは自らの国際的な義務を十分に認識しており、常にそれらを遵守している。これと同時に、インドは国益を保護しており、IP 所有者の権利と彼らの社会に対する義務との釣合いを保っている。国際フォーラムや他国との将来の交渉において、インドは国際公約を遵守し、TRIPS プラス条項を避ける一方で、自国の発展を常に優先させなければならない。国際文書のもとで認められる政策の裁量の余地および柔軟性は、IP 法を最新の状態に維持するために賢

明に利用され続けることになる。インドは公正かつ釣合いのとれた、合意に基づく解決策を考案することを目的として、自国の交渉姿勢を強化し、建設的かつ積極的に国際交渉に取り組んでいく。

本政策はインドの実体法の強みを、同様に強力な管理および手続き上の仕組み、ならびに改良された司法基盤で強化することを意図するものである。海賊行為および模倣は、経済および消費者に悪影響を及ぼすだけではなく、創造性および革新性を阻むものであり、このことは厳格に対処されなければならない。本政策は、発明および創造を奨励し、研究、取引、技術移転および投資を増大させるための安全かつ安定した環境を提供するために、全 IP 体系における予測可能性、明瞭性および透明性を促進することを目的とする。

国家知的財産権政策は、IP についてこれはインドの全体的な開発政策の重要な一部であると認識する。本政策は、様々な部門固有の政策における IP 関連の局面を統合し、これらとの相乗効果を生み出していく。本政策では、インドにおける IP 制度の全体的、効果的かつ釣合いのとれた開発のためのロードマップを提供する。

## **インドにおける知的財産制度の概要**

インドは、IPの保護、管理および権利行使において確実な発展を遂げてきた。過去20年間で、IP制度は目を見張るほど進展した。

インドにおいて様々な種類のIPに適用される法律として、1999年商標法、1970年特許法（2005年改正）、1957年著作権法（2012年改正）、2000年意匠法、1999年商品地理的表示（登録・保護）法、2001年植物品種および農民権利保護法、2000年半導体集積回路配置法、および2002年生物多様性法が挙げられる。

商標、特許、意匠および地理的表示の主要部局は商工省管轄下の産業政策推進局（DIPP）であり、著作権は人材開発省、半導体集積回路配置設計は情報技術局、植物品種および農民権利は農業省、生物多様性は環境森林省が所管している。

インドの法的枠組みは堅固、かつ効果的であり、釣合いがとれている。これは、国家開発の優先度と調和する一方で、インドが加盟している国際的な条約、協定および協約とも調和している。インドの法律は先見性のあることで注目に値するものであり、また国際的な展開をも予期している。

IP 関係部局は近代化され、良い方向への変化が見られる。2013 年のマドリッド協定議定書への加盟は、標章所有者に対して世界的に足並みをそろえることになった第一歩である。インド特許局（IPO）は、特許協力条約（PCT）に基づく国際調査機関および国際予備審査機関となった。これは、さらなる IP 出願の増加をもたらすはずである。IP 関係部局の

人員の増加はすでに承認されているため、今後2、3年で未処理分はかなり減少するはずである。IP 関係局の強化および近代化は、政府が公約している継続的なプロセスである。インドの法律では、知的財産権行使について民事刑事両方の救済を定めている。政府は、知的財産権を行使するための効果的な手段をあらゆる段階で講じている。法的機関、行政機関および権利行使機関が強化されている。税関および警察執行機関は合理化され、海賊および模倣関連活動を抑制する対策は、次第にその効果が高まっている。

インドの IP 体系は、司法審査および上訴規定の形態による適切な保護手段を有している。インドの司法部は、確固たる独立した政府の柱であり、知的財産権の行使に計り知れない貢献をしている。IP 紛争に関連するインドの裁判所の判決は、インドの法律の意図および目的を明確に示している。

インドは、著作権に基づく非常に大きな創造的産業を有している。著作権法は包括的であり、最近の改正で創作者の権利が強化された。インドは、著作権のある著作物への視覚障害者等のアクセスのための 2013 年マラケシュ条約を批准した最初の国である。著作権における権利行使は重要であり、さらに強化されることになる。インドの裁判所の判決は、著作権所有者の権利と公衆の権利との釣合いを適切に保っている。著作者人格権は十分に認識されている。将来における課題は、制定法が適切な規定を有しているデジタル・プラットフォームにおける著作権の権利行使である。インドの著作権所有者は、著作権侵害および海賊行為の被害者でもある。インドは、著作権所有者一般、とりわけインドの著作権所有者を保護する取組みにおいて、国際社会に関与し続けることになる。

インドは、法律制定前でさえ商標法学における周知標章、色の組合せおよび形の保護のような概念を認識していた数少ない国の一つである。インドにおける商標保護の明確な特徴の一つは、商標が小企業と大企業によって同様に登録され、権利行使されるという点である。

インドでは、特許法に対する釣合いのとれたアプローチを採用している。インドは、自国民の富というより大きな目標を促進する一方で、革新を保護することを公約している。裁判所および法廷は、その正式な宣言によりインドの特許法の主要な規定を支持している。2005 年に導入された付与前および付与後異議申立て制度は、付与に値する特許のみが認可されることを保証する。これらの改正から生じた手続き上の問題の多くは解決されている。インドにおいて特許法学が確実に発展することが期待される。特許出願も、2013～2014 年には 2008～2009 年から 10.56%増加した。特許出願の 75%以上が外国企業によるものであるため、インド国民による出願を増加させるために協調した措置を講じる必要がある。

工業意匠法は 2000 年に改正された。裁判所は、詐称通用権および意匠の著作権を認めた。全体的に、工業意匠の法律およびその権利行使は、極めて明確になった。現在、およそ年

間 8 千件の出願が行われている。これは、インドの潜在能力を大幅に下回るものであり、かなりの改善の余地がある。とりわけ MSME および非公式部門においては、この法律の認識を特に高めるために、協調した措置が講じられなければならない。

地理的表示は近年出願が急増し、200 件以上の登録が付与された。政府は、国内外において地理的表示（GI）のより強力かつ効果的な保護を保証することを公約している。

伝統的知識デジタル・ライブラリー（TKDL）の創設は、大量の伝統的知識を蓄えるインドの重要な業績であった。インドは、自国の伝統的知識を悪用する企てを阻止することができるようになった。次の課題は、伝統的知識の効果的な推進、開発および利用を促進するために、伝統的知識におけるインドの強みを利用することである。

2001 年植物品種および農民権利保護法は、植物品種に加えて、農民の権利の保護についても規定した、インドにおける独特な法律である。この法律に基づく登録における傾向は、非常に有望である。2007 年以降、植物品種について 8 千件以上の出願が行われた。利益共有および商業化は、注目を要する二つの分野である。

2000 年半導体集積回路配置法に基づく最初の登録は、2014 年 10 月に付与された。集積回路配置を保護するために、業界がこの権利の利用を増加させていくことが期待される。インドにおける IP 制度の現状は、極めて建設的である。創作者および革新者の間で IP に対する認識は増大しており、強力な IP 文化の発展につながっている。インドは、革新性の保護と社会の改善というより大きい目標との釣合いを適切に保つように常に努めなければならない。

国家知的財産権政策は、以下のビジョン、使命および目標をもって策定されている。各目標は、その達成のために講じることを提案される一連の戦略または手段で構成されている。

## ビジョン

万人の利益のために、創造性および革新性における知的財産主導の成長が奨励されるインド。

知的財産権が科学技術、芸術文化、伝統的知識および生物多様性資源の発展を推進するインド。

知識が開発の主要な原動力であり、所有される知識が共有される知識に変わるインド。

## 使命

以下を目的とした、動的で、活気に満ち、かつ釣合いのとれたインドの知的財産制度を構築する。

- ・ 知識経済における革新性および創造性を促進する。
- ・ 経済成長、雇用および企業家活動を促進する。

- ・社会文化的発展を強化する。
- ・社会経済上重要なその他の分野において、公衆衛生、食糧安全保障および環境を保護する。

## 目標

### 目標 1 – 知的財産の認識および推進

**開発を加速し、企業家活動を促進し、雇用を強化し、競争性を高めるために、社会のすべての部門における IP の経済、社会および文化的利益について国民の認識を高める。**

インドでは従来から、知識とは創造され、公有となるものと考えられてきた。知識の貨幣化は標準的なものではなく、ある意味で四方八方から現れるアイデアであった。賞賛に値し、利他主義であるが、これは世界的な強力に保護された IPR の体制に適合しない。そのため、知識を IP 資産に変える意義を広める必要がある。

多くの IP 所有者は、知的財産権の恩恵や、IP 資産を創造する自分自身の能力や自分のアイデアの価値について認識していない。彼らは多くの場合、保護可能な知的財産権を創造する過程の複雑性によって意欲をなくしている。逆に言えば、彼らは他者の IPR の価値およびそれを尊重する必要性について認識していないと考えられる。提案されるアウトリーチおよび推進プログラムは、この両方の観点に光を当てる。

全国的な推進プログラムは、IPR の恩恵ならびに権利所有者および国民にとっての IPR の価値についての認識を高める目的で展開される。そのようなプログラムは、公的部門および民間部門、研究開発（R&D）センター、産業界ならびに学術研究機関において、創造性および革新性が奨励される雰囲気を作り出し、商業化可能な保護対象 IP の創造をもたらす。とりわけ田舎や辺りな地域の目立たない IP 創作者および所有者に手を差し伸べることも必要である。個人および地域社会に対する直接の経済的論拠は、革新的であることの誇りとともに、国民に対して効果的に伝えることが望ましい。

この目標を達成するために、以下の措置が講じられる。

- 1.1 「創造的なインド、革新的なインド – सृजन भारत; र\_चत भारत」という国家のスローガンを採用し、「メイド・イン・インド」、「デジタル・インド」、「スキル・インド」、「スマート・シティー」などの他の国家的取組みと IPR を連携させて、電子メディア、印刷物およびソーシャル・メディアで関連キャンペーンを実施する。
- 1.2 以下を行うことで、すべての利害関係者に対して IP の価値および恩恵を伝えることにより、インドの IP 強化の促進のための体系的なキャンペーンを展開する。
  - 1.2.1 産業界、MSME、R&D 機関、科学技術機関、大学およびカレッジ、発明者および創作者、企業の特定のニーズに合わせてカスタマイズされたプログラムを策定する。
  - 1.2.2 小企業、農民/植物品種利用者、伝統的知識の所有者、意匠図案家および職人のニーズ、ならびに関心事に合わせたキャンペーンを通じて、彼らに手を差し伸べる。



- 1.2.3 それぞれの領域における価値を創出するために、キャンペーンに IPR 利用の成功事例研究を含める。
- 1.2.4 競争上の優位性をもたらすインドの特別な能力として、高品質で費用対効果の高い革新のアイデアを促進する。
- 1.2.5 インドの IP の認識を広めるための「大使」として、著名人を関与させる。
- 1.2.6 宣伝のために印刷物／電子的メディア／ソーシャル・メディアによる視聴覚資料を利用する。
- 1.2.7 国内のあらゆる地域に移動可能な移動展示（例えば、国内を縦横に移動するテーマの列車、巡回宣伝）を作成する。
- 1.2.8 複数の言語および非識字者向けの絵入り形式による IP 推進のための資料を作成する。
- 1.2.9 国民へのアウトリーチ・プログラムを計画および実施するために、他国における成功事例を調査する。
- 1.3 以下を行うことにより、とりわけ産業界および官民両方の R&D 機関を対象とした認識プログラムを策定する。
  - 1.3.1 科学者／研究者に対して各自の発明を保護するために、公表前であっても適切な措置を講じる必要性について、より深いレベルの理解が得られるように努める。
  - 1.3.2 公的資本による研究機関および民間部門を、IPR 創造のプロセスおよびこれによって生み出される価値を強調するキャンペーンの展開に従事させる。
  - 1.3.3 多国籍企業（MNC）および大企業と協力して、彼らの従業員向けの IPR プログラムを共同展開し、彼らが上記プログラムを採用しそれらを国民に宣伝するように奨励する。
  - 1.3.4 MSME が IP を開発および保護するための特別な支援機構を重点的に説明した、MSME 向けの資料を作成する。
- 1.4 以下を行うことにより、IP の重要性を強調するための、広く知られているイベントおよび継続中のプログラムを展開する。
  - 1.4.1 革新性、創造性および IPR 博物館を設立するために、業界団体、大企業、ならびに R&D および高等教育機関と提携する。
  - 1.4.2 州政府の援助を借りて、とりわけ主要な産業、革新および大学の集団において、技術革新および IPR 記念日について発表する。様々な都市および機関で「世界 IP 記念日」を祝う。
  - 1.4.3 IP の革新者および創作者を顕彰するインドの「栄誉殿堂」を設立する。
  - 1.4.4 特定の部門で IP 創造活動を奨励する賞を設ける。
- 1.5 以下のための、適切な教材を作成する。
  - 1.5.1 知的財産権の重要性を強調するすべてのレベルの教育機関
  - 1.5.2 すべてのカテゴリーの利用者向けの、オンラインおよび通信教育プログラム

## 目標 2 – 知的財産の創造

IP 創造を奨励する手段によって、知的財産の創造および発展を促進する。

インドの IP 作成者は、多様なグループから出て来ている。この豊富な知識資源を利用し、IP 資源の創造を奨励するには、創造性および革新性のエコシステムを強化する必要がある。改善を必要とする分野で IP 創造を促進する一方で、同時にインドの独特の強みである IP、およびインドが将来の可能性を有する IP に注目することが必要である。

IP 資産の創造を増大させる包括的戦略の計画を立てるために、すべての利害関係者からのリサーチおよびデータを使用した基礎調査の実施が望まれる。これによって、創造性および革新性について実在する分野、将来性のある分野および利用されていない分野を特定し、必要な場所に労力および財源を向ける集中的な戦略の準備を促進することが可能になる。IP 出願および登録／付与の結果を概略的に見ていくことは、一国における IP 創造の現状および可能性を評価するパラメーターの一つになる（ただし、唯一のパラメーターではない）。インドにおいては、特許出願数は過去数年間で増加しているが、インド国民による出願割合は比較的低い。商標の場合、インドは世界で上位 5 位の出願者に入り、その過半数はインド国民によって提出されている。提出された意匠出願の数は、意匠図案家、職人および芸術家の巨大なプールを考えると、インドの潜在能力をはるかに下回る。GI は、とりわけ非公式部門においてインドが多数の製造物に保護を与えている、インドにとって強みであり、かつ楽観視される分野である。著作権に基づく部門は、インド経済に著しく貢献しており、その将来の可能性は計り知れない。植物品種および農民権利の分野では、出願および登録の数は非常に有望である。インド固有の天賦の財産である伝統的知識の開発、促進および利用については、かなりの利用されていない潜在能力がある。上記の分野のいずれにおいても、協調した取組みおよび目標を定めた手段は、インドの創作者および革新者による IP 創造を大幅に増加させるうえで役立つ。

インドは、世界における科学技術の人材の最大のプールの一つを有する。いくつかの部門では、彼らは相当の技術的成果を創造しているにもかかわらず、相応の IP を生み出していない。この人材のプールは、R&D 機関、大企業、中小企業、大学および技術研究所に及んでいる。彼らを奨励して IPR を生じさせ、とりわけ国家の優先分野において新たな技術、製品および解決策を開発する際にそれらを利用するための目的を絞ったプログラムを策定することが必要である。

インドは、特許可能性の基準を満たさない場合があるものの、それら自体の領域においては新規、実用的および独創的な多数の発明を有する。そのような低レベルの特許、すなわち「実用新案」は、多くの国においては順調に出願されているが、インドでは利用可能ではない形態の IP である。このことにより、とりわけ MSME および非組織／非公式部門において、大多数の発明家は、彼らの発明を IPR によって保護することができない。MSME は、製造された産出物のおよそ 45% の割合を占めているが、彼らの潜在的な IP 資産は、限られた、しばしば非公式な方法においてのみ認められる。そのような発明の十分な恩恵を得るためには、実用新案に関する新たな法律が必要である。

強化された IP 創造の結果の一つは、革新性および競争性の世界的な指標でのインドの地位を引き上げることである。

IP 創造のこの目標を達成するために、以下の措置が講じられることになる。

- 2.1 「創造的なインド、革新的なインド - सृजन भारत; र\_चत भारत」キャンペーンを利用して、創造性および革新性の価値ならびに結果としての国民への恩恵を宣伝し、知識の創造および IP によるその応用を奨励する考え方および文化を創出する。
- 2.2 強みとなる分野および将来性のある分野を評価するために利害関係者と協力して様々な部門で包括的な IP 監査または基礎調査を実施し、発明者および創作者のターゲット・グループに優先順位を付け、彼らのニーズに対処するために固有のプログラムを開発し、彼らが IP 資産を創造できるように資源を提供し、IP 資産を彼ら自身および社会の利益のために活用する。
- 2.3 国立調査研究所、大学、技術機関およびその他の研究者によって創造された知的財産の保護を奨励および推進することによって、彼らの IP 成果の改良に重点的に取り組む。
- 2.4 公的資金による R&D 団体および技術機関に対する主要業績指標として IP 創造を組み入れ、当該評価を階層 1 から階層 2 の機関に徐々に拡大する。
- 2.5 例えば、エネルギーおよび食糧安全保障、医療および農業に加え、バイオテクノロジー、データ分析、ナノテクノロジー、新材料、情報通信技術 (ICT) などの新興部門において、国家として重点的に取り組む優先分野について、研究者および革新者に指針を提供する。
- 2.6 とりわけ産業クラスターおよび技術革新に関連する大学クラスターにおける主要地点として、IP 推進センターを設立および強化する。
- 2.7 共同で特定した分野において、知識の交流ならびに IPR 主導の調査および革新を促進するために産学連携の接点を創設する。
- 2.8 R&D 活動を行っているインド内外の大企業に対して、インドにおいて IP を創出、保護および利用するように奨励する。
- 2.9 創作者の著作権の価値、彼らの経済的権利および著作者人格権の重要性、ならびに彼らに対する支払いメカニズムの正当化についての認識を高める。
- 2.10 実用新案に関する新たな法律によって、「小規模な発明」の創造および保護を促進する。
- 2.11 MSME のための「初回特許」料免除および支援制度を導入し、その他の方法で取扱い費用を削減する (例えば、先行技術調査)。
- 2.12 IP 創造から商業化までのバリュー・チェーン全体に対して、IP 創造に関連する税制優遇策のような、制定法上の優遇措置を提供する。
- 2.13 世界的市場における IP の創造および保護を推進する国際機構および条約 (例えば、PCT、マドリッド、ハーグ) についての認識を高める。
- 2.14 あらゆるレベルの学生の間で IP 創造および利用を推進するように促し、奨励する。IP の価値を理解させるための認識プログラムおよび教材を利用する。

- 2.15 高度に持続可能な農業生産への IP の応用を通じて、農業部門において技術革新を推進するように奨励する。
- 2.16 支援機関を通じて地理的表示の登録を奨励する。GI 作成者による受入れ可能な品質基準の決定および維持を支援し、より高い市場性を提供する。
- 2.17 伝統的知識の悪用から保護するとともに、伝統的知識に基づいてさらなる製品およびサービスの研究開発を促進する、伝統的知識の保護のための独自の制度を創設する。
- 2.18 意匠法に基づいて保護可能な革新の局面を特定、育成および促進し、意匠図案家が自己の意匠を利用し、これから恩恵を得ることを教育することにより、意匠関連の知的財産権の創造を奨励する。NID、NIFT およびその他の機関を意識向上キャンペーンに含める。

### **目標 3 – 法的枠組み**

**国家の優先度および国際的な義務に一致し、権利所有者の利益と公衆の利益との釣合いのとれた、知的財産権に関する堅固かつ効果的な法律を有する。**

国民の革新的および創造的な能力を最大限活用するためには、知的財産権の効果的な保護が不可欠であることをインドは認識している。インドは、国家の要請と国際公約を考慮して発展してきた IP 法の長い歴史を有する。既存の法律は、TRIPS 協定後に施行または改正のいずれかが成されており、同協定を完全に遵守している。これらの法律は、様々な司法上の表明とともに、IP の保護および推進のための確固とした効果的な法的枠組みを定めるものである。インドは、法律改正または新たな法律の制定を検討する一方で、国際条約および TRIPS 協定で認められる立法上の裁量の余地および柔軟性を継続して利用することになる。

国家として重要な問題、世界的な進展、科学技術の進歩、社会経済的要請を含む、複数の要因に対応していくために、法律は改正を要することが認識されている。絶えず変化する流動的な知識分野において既存の法律の及ぶ範囲を予測することは困難であるため、随時必要に応じて法律改正を実施しなければならない。この目的のために、国家の要請および優先度に合わせて法律を最新の状態に維持するように、客観的かつ分析的な研究が行われ、すべての利害関係者からの意見が求められる。この目的は、強力、効果的かつ釣合いのとれた知的財産権の保護のために法的枠組みを提供し、IP 法の管理および権利行使に予測可能性、透明性および効率性を与えることである。このことは、IP の可能性を十分に理解するために、すべての利害関係者が確実な環境を得られるようにするために必要である。

この目標を追求し、国益のため、およびインドの国際的な義務の枠組みの範囲内で、以下の措置が講じられる。

- 3.1 既存の IP 法を最新の状態にするために、および改善するために、または逸脱および矛盾があればこれを排除するために、必要に応じて精査する。

- 3.2 国家の要請に対処するため、実用新案や企業秘密など IPR の保護体制における不備を補うため、科学技術の進歩に対応するため、IP およびイノベーション・エコシステム（例えば、公的資金による研究から創造された IP）を強化するため、伝統的知識を保護および促進するために、法律を制定する。
- 3.3 利害関係者と協議して国際条約および協定の交渉に積極的に取り組む。インドの国益となるいくつかの他国間条約への加盟を検討する。インドが事実上施行している条約について、インドがそれらの意思決定過程に参加できるようにするために署名を行う。
- 3.4 知的財産権の管理および権利行使における明確化、簡素化、合理化、透明化および時限プロセスのために、IP 関連の規則、手続き、慣行および指針を見直し、最新の状態にする。
- 3.5 様々な技術分野の標準化における IPR の役割を研究する。国内外および業界の標準化団体のレベルで、ならびにインドで創造された技術および IP によって影響を受ける世界的な基準の策定を促進するための、標準化プロセスに積極的に参加する。
- 3.6 例えば以下のような、将来の政策展開のための重要な研究および調査分野を特定する。
  - 3.6.1 曖昧さおよび不一致があればこれらを排除するための、IP 法間および IP 法と他の法律との間の相互関係
  - 3.6.2 競争法および政策と IP との相互関係
  - 3.6.3 データ保護の対象とならない未公開情報の保護
  - 3.6.4 それぞれの管轄により、特許や生物多様性などの IPR の管理または権利行使に大きい影響を及ぼす当局のための指針
  - 3.6.5 例外および制限
  - 3.6.6 知的財産権の消尽

## **目標 4 – 知的財産の管理**

**効率的、迅速かつ費用効果的な知的財産権の付与および管理、ならびに利用者指向サービスのために、IP 管理を近代化および強化する。**

強力かつ適切な IP 法の制定には、利用者社会が納得するように IP 法を効果的に実施するための効率的かつ意欲的な管理が必要となる。インドの法律の目的と根拠、国際的な義務および様々な IP 法間の連携に関するあらゆるレベルの IP 担当者の意識向上、彼らの継続的な教育および研修、ならびに彼らの業務についての定期的な監査によって、法律は現実的なものとなる。

様々な知的財産権を管理する部局（IP 部局）は、効率的で釣合いのとれた IP 制度を実現するうえで不可欠な機関であり、法律の管理、知的財産権の付与、利用者に対する IP 関連サービスの提供を行い、政府、IP 支援機関および利用者社会の橋渡しの役割を果たす。知的財産が重要性を増し、経済発展に貢献するに従って、IP 管理の重要性および役割も拡大している。このことによって今度は、近代的な IP 部局の組織、機構および機能が影響を受ける。

IP 部局は現在、一方では、拡大する業務量および技術的な複雑性を伴う国内法および世界的な保護制度の管理を行いながら業務をより効率化、合理化し、費用対効果を高めると同時に、もう一方では利用者社会に付加価値サービスを開発し提供することで利用しやすさを高めるといふ、二つの課題を抱えている。

ほとんどの国々では、IP 部局を格上げし、IP 部局に管理、人事および財政業務における適切な独立性を付与し、IP 部局を単なる規制団体ではなく重要な開発機関と見なす傾向がある。したがって、インドにおける IP 部局の組織、機構および財源調達パターンも同様に発展させる必要がある。

この目標を達成するために、以下の措置が講じられる。

- 4.1 IP 利用者とサービスの急増および多様化、より高度な責任、ならびに増大する業務量を考慮して、IP 部局を再編、格上げし、これに適切な独立性を付与する。
- 4.2 推定された業務量、未処理分の迅速な処理、世界的な保護制度の要求事項、および生産性パラメーターを分析した後に、人員を増員する。
- 4.3 効率性および生産性を高める最良の人材を確保するために、採用、研修、幹部構成およびキャリア開発のプロセスを調査および精査する。
- 4.4 IP 部局の拡大するニーズを考慮し、また電子出願、電子処理およびその他の電子サービスを加速化させるために、物理的および ICT インフラをさらに近代化する。
- 4.5 様々な R&D 機関、大学、資金提供機関、商工会議所と共同で、IP の創造、管理および利用を促進する助言サービスの提供に取り組む。
- 4.6 IP 部局間の緊密な協力関係を構築し、法律、規則、指針、データベースを利用しやすくするため、およびより良好な調整のための共通ウェブ・ポータルを創設する。
- 4.7 能力開発、人材開発、研修、データベースへのアクセス、調査および審査における成功事例、ICT の利用、ならびに利用者指向サービスの分野において、他の国々の IP 関係部局との協力を促進する。
- 4.8 MSME、非公式の革新者および伝統的知識の所有者を含むすべての発明者に IP 制度の恩恵が及ぶように、アプローチおよびメカニズムを導入する。
- 4.9 国際協力および二国間協力を強化し、IP 開発に従事し、IP 関連問題に関する助言を行う IP 大使館員を、限定された国に配備する。

#### 4.10 インド特許意匠商標総局 (CGPDTM)

CGPDTM は特許、意匠、商標および GI を管理し、以下の任務を履行する。

- 4.10.1 登録の付与および異議申立てに関する問題の処分の期限を決定および厳守する。
- 4.10.2 文書の提出および摘要作成、記録の保持および上記のデジタル化（文書のワークフローおよび追跡システムを含む）に関して、成功事例を採用する。
- 4.10.3 サービス指向の文化を創造する。これには、IP 局を利用しやすくする広報担当職員の任命が含まれる。

- 4.10.4 意匠局のデジタル化を促進する措置を講じ、意匠局においてオンラインによる調査および出願を可能にする。
- 4.10.5 IP 局における公記録が容易に利用でき、オンラインとオフラインの両方でアクセスできるようにする。
- 4.10.6 知的財産権の効率的な付与および管理を推進するために、IP 管理において採用されたプロセスについて定期監査を実施する。
- 4.10.7 ISO 認証を取得することを目的として、業務のすべての段階で品質基準を導入する。
- 4.10.8 自局と国立生物多様性局との効果的な調整を確立して、遺伝資源および関連 TK を使用した発明に関する特許の付与に関係する指針について、調和のとれた実施ができるようにする。
- 4.10.9 IP 局のスタッフに対して手続き（とりわけ調査および審査）、実体法および技術における展開の最新情報を与えるために、国立知的財産管理協会（RGNIIPM）とともに、継続的な研修を実施する。
- 4.10.10 商標局および特許部局の様々な支局間の不一致を排除し、出願の審査／付与（権利の維持を含む）に標準化された手続きを採用する。
- 4.10.11 特許出願の国内基準に関して、集中化された優先分野を導入する。
- 4.10.12 Centralized Access for Search and Examination (CASE) および WIPO デジタル・アクセス・サービス (DAS) への参加を検討する。
- 4.10.13 ヘルプデスク、意識向上および研修資料、特許マッピング、ライセンス供与および技術移転支援サービス、国際特許調査メカニズムおよびその他の IP 関連データベースの容易な遠隔アクセスの形態による付加価値サービスを提供する。
- 4.10.14 MSME による出願を奨励するために、公的手数料の免除、審査官の支援、初回出願に対する無料の法的支援など、MSME 向けの優遇措置を導入する。

## 4.11 著作権登録局

政府は以下の項目を実施する。

- 4.11.1 事務所スペースおよびインフラ、電子提出設備（電子出願を含む）、登録の処理および最終抄本の発行に関して、著作権局の近代化を促進するための措置を講じる。
- 4.11.2 著作権記録のデジタル化を行い、オンライン調査設備を導入する。
- 4.11.3 著作権庁の職員に必要な人員および適切な研修設備を確保する。
- 4.11.4 権利保有者にとって最大の利益となるように、特許使用料の徴収および分配において透明性および効率性を確保するために、著作権団体の効果的な管理のための緊急措置を講じる。
- 4.11.5 ヘルプデスク、意識向上および研修資料の形態により、利用しやすいサービスを提供する。

## 4.12 植物品種および農民権利の保護当局

植物品種および農民権利の保護当局は、以下の任務を履行する。

- 4.12.1 新規、既存の植物品種、および本質的に派生的な植物品種について増加する登録を支援し、手続きを合理化する。
- 4.12.2 種子の開発、および農民による種子の商業化を促進する。
- 4.12.3 当局と、農業大学、研究機関、技術開発管理センターおよび Krishi Vikas Kendras との間の連携を構築する。
- 4.12.4 研修、専門的技術の共有および成功事例の採用について、他の IP 部局と調整する。
- 4.12.5 意識の向上に努め、研修および教育プログラムを強化する。
- 4.12.6 事務所のインフラおよび ICT 利用を近代化する。

#### 4.13 半導体集積回路配置の登録機関

本登録機関は、2000 年半導体集積回路配置法に基づく出願の利益の欠如の理由を調査し、適切な救済手段を提案する。

#### 4.14 国立生物多様性局 (NBA)

政府は、知的財産権の付与ならびに生物資源および関連する伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する指針の調和のとれた導入を目的として、NBA と IP 部局間の協議および調整メカニズムを正式に承認する。

### **目標 5 – 知的財産の商業化**

#### **評価、ライセンス供与および技術移転により、知的財産権の商業化を強化する。**

IPR の価値およびその所有者の経済的報酬は、その商業化からのみ生じる。現在、IPR の商業化の程度および範囲は制限されており、商業化を奨励および推進するための調整されたプラットフォームや機関は存在しない。商業化は、インフラおよび財政面での支援によって、ならびに企業間および産学の共同の取組みによって促進される必要がある。これは、販売、製品化、ライセンス供与および技術移転のような手段、ジョイント・ベンチャーや M&A などの事業提携、官民パートナーシップ、証券化、ベンチャー基金、奨励金、ならびに革新的な新設企業に対する支援によって達成することができる。

様々な部門の IP の主要な創作者は、適切な戦略を考案し、自己の製品およびサービスの開発および市場化に利用可能な最も適切な方法を活用することによって、自己の IP からの商業的価値を最大限に高めることに重点を置く必要がある。国内の既存の IP 資産の資本化のために、足並みをそろえた努力がなされることが望ましい。IP から価値が得られるようにするために、企業家活動と社内起業制度の両方とも奨励されるべきである。企業家活動を促進するために設定された既存のメカニズム（例えば、インキュベーターやアクセラレーター）は、IP 指向のサービスで強化されることになる。



非公式部門または経済的に不利な部門によって創造された IP の場合には、商業化の重要性は、いくら評価してもし過ぎることはない。政府は、IP の商業化においてそのような部門を支援しなければならない。これは、IPR 所有者が一人も取り残されず、インド固有の IPR が消滅しない、全体的な発展をもたらす。さらに、世界的な利用者に対する商業化の機会を、小規模な IPR 所有者に周知されることが望ましい。

資金調達には企業家活動の主要な障害であるため、発明者と IP 創作者を結び付ける必要がある。直面しているもう一つの制約は、IP の市場化のための IP の評価と IP の可能性の評価である。そのような評価は、市場の隙間および市場連携（例えば、フランチャイズ、ライセンス供与）を見極めるために、IP 文書へのアクセスおよびその分析を必要とすることもある。

この目標を達成するために、以下の措置が講じられる。

- 5.1 IP 資産の促進、創造および商業化のための主要機関として、IP Promotion & Development Council (IPPDC) を設置し、この機関は以下の任務を履行する。
  - 5.1.1 創作者および革新者を潜在的な利用者、買主および資金提供機関と結び付けるための促進機関として IPPDC 内に IP Exchange を設置することで、IP 所有者および IP の利用者のためのプラットフォームを提供する。
  - 5.1.2 IP のライセンス供与および技術移転を促進する。IP の商業化を可能にする適切な契約およびライセンス供与の指針を考案する。IP に基づく製品およびサービスを創作するために特許プールおよびクロス・ライセンスを促進する。
  - 5.1.3 MSME、個人発明家および非公式部門の革新者向けの支援を、彼らの IPR の商業化を支援する単一窓口サービスのための推進センターなどの実現機関とともに提供する。
  - 5.1.4 インドの IPR に基づく製品およびサービスについて、世界的な利用者に対する市場化の機会を特定する。
  - 5.1.5 情報およびアイデアの交換のため、また、推進および商業化のための推進/教育用の製品およびサービスを開発するための、同様の組織との連携を構築する。
  - 5.1.6 インドの IP のデータベース、および創作者/革新者、市場分析、資金提供機関、IP 仲介者についての世界的なデータベースへのアクセスを促進する。
  - 5.1.7 国内外の IP の推進および商業化のための成功事例を研究し、導入を促進する。
  - 5.1.8 様々な地域に IP Promotion and Development Units (IPPDU) を設立する。
- 5.2 R&D 機関、産業界、学界および資金提供機関の間における IP 創造および商業化の協調した取組みを促進する。
- 5.3 以下を行うことにより、IP 商業化の資金面を支援する。
  - 5.3.1 無形資産としてのより良い評価方法を含む適切な方法を適用することにより、知的財産権の評価を可能にする。
  - 5.3.2 投資家/資金提供機関と IP 所有者/利用者を引き合わせる、提案された IP Exchange を通じて、IP 主導の産業およびサービスへの投資を促進する。

- 5.3.3 IP に適した貸付けを行う農村銀行や組合銀行のような金融機関を通じて、農民、織工、芸術家、職人などの資金力の乏しい IP 所有者または創作者のグループに対して資金援助を提供する。
- 5.3.4 政府によるすべての IP 資金提供を見積もり、可能な限り上記を統合する手段を提案する。資金提供の見積もりを行い、重複を避ける。IP および革新に関連する資金について、利用が増加するように認知度を高める。継続的な資金提供に対して実績に基づく評価を行う。
- 5.3.5 適切な法律によって、公的資金提供による研究によって創造される IP を制限する。
- 5.4 以下を行うことにより、IP 商業化のための民間部門の取組みを促進する。
  - 5.4.1 技術獲得・開発ファンド（TADF）の特許プールのもとで技術が取得され、製造業政策の規定によりライセンスが供与されるように支援する。
  - 5.4.2 例えば商業化のための法人を設立するなど、民間部門の研究機関によって進められる IPR の商業化の取組みを支援する。
  - 5.4.3 IP 文書に記載される技術法務およびビジネス情報へのアクセス、その解釈および分析のための科学者間のスキルを開発する。
- 5.5 以下を行うことにより、市場化活動を促進する。
  - 5.5.1 MSME および研究機関が市場テストを通じて検証、見積もりおよび試行することを支援するメカニズムを創設する。
  - 5.5.2 見本市、業界標準化団体およびその他のフォーラムへの参加などの、市場化活動のための始動資金を提供する。
  - 5.5.3 IPR 所有者に対して、インターネットおよびモバイル・プラットフォームを通じた電子商取引の商機に関する指針および支援を提供する。

## 目標 6 – 権利行使および司法的判断

**IP 侵害、海賊行為および模倣を阻止するための権利行使、ならびに司法的判断のメカニズムを強化する。IP 紛争の効果的かつ迅速な司法的判断を促進する。社会のあらゆる層で知的財産権についての認識および尊重を推進する。**

知的財産権は、基本的に私権である。知的財産権を保護する一次的義務は、自己の権利の行使に民事刑事両方の救済を求めることができる IP 所有者にある。知的財産権の効果的な行使とともに、知的財産権の悪用や行き過ぎた行為を防止するためには、公衆の権利との釣合いをとることが同様に重要である。

政府はその役割として、関係当局を通じて知的財産権の侵害を抑制する措置を講じてきた。2007 年知的財産権（輸入品）施行規則は、広範な管理措置を導入するために制定された。人材開発省は、著作権の権利行使を改善するための措置について政府に諮問し、進捗について検討するための、関係省庁、業界団内および警察からの代表者からなる Copyright Enforcement Advisory Council (CEAC) を設立した。

一部の州政府はさらに、Economic Offences Wingの傘下のものを含み、警察部門にIP下部組織を設置した。タミル・ナードゥ州、ケララ州、アンドラ・プラデシュ州およびマハラシュトラ州では、危険行為の防止に対処する法律における犯罪防止手段に海賊版ビデオ制作を組み入れた。

IP所有者はまた、自己の権利を保護するために組織化する必要性も認識している。侵害、海賊行為および模倣に関する問題について意識を高め、市場情報研究を引き受け、より適切な権利行使のための行動計画を策定するために、国レベルの商工会議所によって特定のIP所有者協会およびIPR委員会が設立された。創造的産業分野および製造部門における多くの組織が、海賊行為および模倣の問題に関する意識向上プログラムを有しており、権利行使当局と積極的に協力している。侵害品を発見し、是正措置を講じるために、税関および警察向けの特別研修プログラムおよびツールキットが作成されている。

裁判所およびIP専門法廷は、国民の利益との釣合いをとりながら所有者の権利の保護を先導してきており、その判断は広範囲に及ぶ影響力を有する。したがって、法廷が強化され、その独立性が尊重されることが不可欠である。近年、インドではIP紛争の増加が見られる。特許は期限付きであり、特許紛争は迅速に裁定される必要がある。

海賊行為および模倣は、IP所有者とともに国庫に損失を生じさせ、さらに消費者に損害を与える。これらの違反は多くの場合、組織犯罪および安全保障の問題とつながっている。インドの創造的な産業は、インドおよびその他の国々における海賊行為によってかなりの損失を被ることが見込まれる。同様に、模倣を理由とするインドの産業およびビジネスの損失は、かなりの程度に及ぶと見込まれる。

オンライン海賊行為は深刻度を増してきており、まさにその性質上、地理的国境を曖昧にし、権利行使を困難にする。オンライン海賊行為を含むIP侵害が効果的、効率的かつ迅速に抑制されるように、権利行使当局をさらに強化し、権利行使手段を構築することは、インドの利益となる。IP紛争の司法的判断はまた、効果的かつ迅速であるべきである。さらに、海賊行為および模倣を自発的にチェックするために、IPの価値についての社会の意識を向上させ、知的財産権の尊重の精神を生み出す努力を重ねることが要求される。

この目標を達成するために、以下の措置が講じられる。

- 6.1 以下を行うことにより、IPの価値についての認識およびIP文化の尊重の精神を創出する。
  - 6.1.1 模倣および海賊製品の問題に関して、一般大衆、とりわけ若者および学生を教育する。
  - 6.1.2 知的財産権に対する尊重の精神を創出し、共同戦略およびツールを考案するために、電子商取引を含む産業界のすべてのレベルと協力して取り組む。

- 6.1.3 権利の保護および行使のための措置について、IP の発明者、創作者の意識を向上させる。
- 6.2 以下を行うことにより、知的財産権のより適切な保護を保証するための権利行使メカニズムを強化する。
  - 6.2.1 様々な機関の調整のための集権的な「複数機関タスクフォース」を設立し、権利行使手段の強化に関する指示および指針を提供する。既知の IP 違反者についての全国的なデータベースを作成する。国内および国際的レベルで情報および成功事例を調整および共有する。様々な部門における IP 侵害の範囲を研究する。権利行使機関の間の推測される管轄上の問題点を調査する。デジタル海賊行為を抑制するための、技術を基盤とした適切な解決策を導入する。
  - 6.2.2 IP 下部組織の設置および特別法に基づく IP 犯罪の組入れのために、州政府と緊密に協力する。
  - 6.2.3 権利行使機関の人員、インフラ設備および技術能力を増強し、デジタル犯罪の急増をチェックする能力を確保する。
  - 6.2.4 権利行使機関の職員に対してその教育機関において再教育研修を含む定期研修を提供する。
  - 6.2.5 知的財産権の行使において、技術を基盤とした解決策の適用を奨励する。
  - 6.2.6 模倣および海賊行為の範囲ならびにその理由に加え、それを阻止する手段を調べるために、利害関係者と共同で実態調査を開始する。
  - 6.2.7 海外で海賊行為および模倣が行われるインドの著作物および製品の問題に対して、関係国と協力して対処する。
- 6.3 以下を含む様々な措置を通じて、IP 紛争の解決を促進する。
  - 6.3.1 特許事件の迅速な処理のために、ボンベイ、カルカッタ、デリーおよびマドラスの高等裁判所の特許専門法廷の指定を推奨し、ビデオ会議などのインフラ支援を行う。
  - 6.3.2 提起される IP 事件の数に応じて、地方レベルで 1 か所の IP 裁判所の指定を推奨する。
  - 6.3.3 裁判官のための定期的な IP 研究集会／討論集会を実施するために、司法学術団体と緊密に協力する。
  - 6.3.4 仲裁および調停センターを強化することにより、IP 事件の解決における裁判外紛争解決 (ADR) を促進し、IP の分野で ADR 能力およびスキルを開発する。
  - 6.3.5 IP 部局がある 5 つの地域すべてに知的財産審判委員会 (IPAB) の地域支部を創設する。
  - 6.3.6 財務事項ならびに技術および司法委員の選任／任命における独立性を含む、IPAB の管理上の権限を高め、効果的かつ効率的に機能するために必要なインフラを整備する。
  - 6.3.7 著作権委員会を効果的かつ効率的に機能させる緊急措置を講じ、これに適切なインフラおよび人員を提供する。

## 目標7 - 人材開発

**IP における教育、研修、研究、スキル開発のための人材、制度および能力を強化・拡大する。**

IP の状況は流動的であり、グローバル化の進展、技術の進歩、デジタル環境、開発義務および世界的な公共政策問題に伴って急速に変化する。IP 分野で思想的リーダーシップを発揮する国家の能力を高めることが重要である。国内および国際的レベルにおける学際的な観点での、経験的および時局的に関連する IP 分野についての継続的な政策研究も同様に必要とされる。この研究は、政府および組織レベルで、政策、法律、戦略開発および国際交渉のプロセスの強化につながる。国家的に最重要の部門については最高水準の機関または団体が存在する一方で、知的財産開発についてはそのような機関はまだ設立されていない。

経済成長を促進するために知的財産の潜在能力を十分に利用するには、政策と法律、戦略策定、管理、権利行使などの分野における IP の専門家および熟練者の拡大していくプールを開発することが不可欠である。IP の専門知識も、産業界、学界、弁護士、司法官、IP 利用者および市民社会の中で開発され、増加していくことになる。さらに、多くの専門分野にわたる政策策定、教育、研修、研究およびスキル開発のための人的および制度的能力も強化されると考えられる。そのような専門家の宝庫は、国内の IP 資産の創造の増加、および開発目的での IP 資産の利用を促進する。

この目的の達成のために、以下の措置が講じられる。

- 7.1 IP における思想的リーダーシップを提供し、政策および経験的研究を実施し、国内および国際的レベルで IP の分野における傾向および進展を研究し、IP 制度および国際交渉についての政府の戦略的展開を支援し、アイデア、情報および成功事例の交換のために他の国々の同様の機関および専門家との連携を構築し、さらに学際的な人材開発のためのアプローチおよび指針を提案するために、国家レベルの Institute of Excellence を設立する。
- 7.2 産業界および企業、学者、R&D 機関、IP 専門家、発明者および市民社会を対象に IP 管理のための研修を実施し、指導者を研修して研修モジュールを開発し、国際的レベルの他の同様の団体との連携を構築し、RGNIIPM と共同で取り組む州レベルの機関を設立するために、ナグプルの RGNIIPM を強化し、権限を持たせる。
- 7.3 質の高い教育および研究を提供し、教育能力およびカリキュラムを開発し、さらに実績に基づく基準で業務を評価するために、高等教育機関の IP 職を活用する。
- 7.4 Judicial Academy、National Academy of Administration、Police and Customs Academy、IIFT、Institute for Foreign Service Training、Forest Training Institute などのすべての主要研修機関に IP コース/モジュールを導入する。
- 7.5 当該機関に IPR 下部組織および技術開発管理ユニットを設置する。

- 7.6 すべての法定教育機関、NID、NIFT、農業大学および管理機関の必須科目として IP を組み入れる。
- 7.7 学校、大学およびその他の研究機関で IP 教育を段階的に導入する。
- 7.8 企業団体、発明者および創作者協会ならびに IP 支援機関が、IP 問題、ならびに教育、研修およびスキル開発についての意識を向上するように促進する。
- 7.9 高等教育、研究および技術機関における機関の IP 政策／戦略の策定を奨励する。
- 7.10 UGC、AICTE/MCI および IIT/IIM の権限内で、機関の認定メカニズムの一部として、IP 教育を連携させる。
- 7.11 すべてのカテゴリーの利用者に対する IP に関する通信教育およびオンライン・コースを開発する。
- 7.12 WIPO、WTO、その他の国際機関および評判の高い外国の大学と協力して、IP 教育、研究および研修を強化する。

## **政府の取組みとの知的財産の統合**

### **メイク・イン・インド**

インドを世界水準の製造拠点に転換するという政府によるこの構想は、知的財産資産を創造、保護および利用することによって革新性および創造性を促進することが前提となる。これは、新技術の導入、新製品の発売、新産業の創設および／または既存産業の拡大、ならびに投資および貿易の促進によって、製造基盤の拡大を促進する。スマート・シティーの設置、産業大動脈、革新技术および産業クラスター、スキル開発の取組み、ならびに適切な機関の開発は、「メイク・イン・インド」構想の一部である。インドの発明者および創作者は、インドで IP 資産を創造し、それを製造に利用することに関心を抱き、これを実現できるようになるであろう。外国の企業は、IP で保護された自己の発明および創作物を、投資および技術移転とともにインドに持ち込み、製造、R&D およびアウトソーシング基盤をインドに設立することを奨励される。

この目的のために、強力な、釣合いのとれた、予測可能な、かつ透明性の高い IP 体制を提供することを政府は公約している。インドの IP 制度は、企業、競争力、雇用および企業家活動に貢献する。これは、価値および支援を付加するとともに、事業運営の実施を容易にする。

### **デジタル・インド**

この構想には複数の構成部分が含まれ、それらのすべてが IP の創造、保護、権利行使および商業化から恩恵を得ることになる。これらの構成部分には、スマート・シティー、電子政府、電子リテラシー、電子商取引、デジタル・インフラの強化および拡大、ならびにインドの電子システム、設計および製造拠点への変革が含まれる。デジタル環境は、電子商取引および新興企業を含む電子申請において IP を利用する機会を提供するが、その保護および権利行使の面では課題も残す。

本政策について、これまでのセクションで概説したいくつかの戦略およびアプローチは、上記および政府によるその他の取組みを支援する。とりわけ、以下の措置が実施されると考えられる。

1. IP の意識向上、保護および利用が推進されるように、企業家、新興企業および製造ユニットに対して単一窓口サービスを提供するために、提案された IP Promotion & Development Council (IPDC) がすべての州、スマート・シティー、革新技術および産業クラスターに IP Promotion and Development Units (IPDU)を開設する。
2. MSME に対する IP 支援は、新規または既存の IP 推進センターを通じて拡大される。
3. 「Mind to Market」概念を実現するために、IPDU/推進センターと IP 部局、技術開発および研究大学、企業団体および資金提供機関との間の連携が構築される。
4. 製造業政策に基づく技術獲得・開発ファンドは、ライセンス供与または特許技術の獲得のために利用される。
5. 広範な市場および取引機会を創設する目的で、複数の国々でインドの IPR の保護を得るために世界的な保護システムの利用が促進される。
6. 製造ユニットは、各自のユニットに IP 下部組織を設置し、IP を自己の企業戦略の重要な一部にすることを奨励される。
7. 同時審査、および単一製品に属する特許、商標、意匠など複数カテゴリーの権利の付与のための、IP 部局内のシステムの構築が検討される。
8. IP の推進および世界的な保護のための電子機器・情報技術局の様々な計画を政府の構想に統合し、産業指向の研究、商業化および企業家活動開発のための産業界と学術/研究機関の連携を構築する。

## **知的財産政策の調整、施行、ベンチマーキング、監視および評価**

インドにおける知的財産は、様々な省庁が所管する複数の法律、規則および規定によって規制される。多くの当局および部局が法律を所管している。法規定は、法規定間の対立、重複または矛盾を避けるために、調和して実施される必要がある。管理を効率化し、利用者が満足するために、関係当局が相互に連携して法律を管理することが必要である。法的、技術的、経済的および社会文化的問題は、相互に交わる IP の様々な分野から生じる。国際的、地域的および二国間交渉には、様々な省、当局および利害関係者と協議して共通の国家的立場を展開することが必要である。

本知的財産権政策は、IP を国家開発計画における政策および戦略的手段として統合することを意図する。これは、インドにおける IP 制度の調整および統合された開発、ならびに IP の法的、管理的、制度的および権利行使関係事項に関して講じられる全体的なアプローチの必要性を見込んでいる。

上記の理由により、国家知的財産政策に一致してインドにおける IP の実施および将来の展開を調整、指導および監督するために、政府内において高いレベルの機関を設立または指

定することが必要となっている。この機関は、様々な省庁がそれぞれの所管する IP 問題を処理する方法において、様々な省庁間の整合性確保および調整に責任を負う政府の主要機関となる。この機関は、IP 開発の優先順位を定め、国および部門固有の IP 政策、戦略およびプログラムについての期間を限った実施のための行動計画を策定することに責任を負う。これは、すべての省庁および関係当局／機関の緊密な協議および関与により実施される。行動計画の実際の実施の責任は、割り当てられた業務範囲に関係する省庁が保持し続ける。公的および民間部門の機関および利害関係者の団体は、協議および実施プロセスの重要な一部とされる。

行動計画に基づく各プログラムまたは活動は、インドの状況に適用される最良のパラメーターに照らして評価される。国家知的財産政策の実施状況の監視は、実績指標、目標とする結果および成果物と関連付けられて、高いレベルの機関によって実施される。国家知的財産政策の全体的な業務および達成された成果については、年次評価が行われる。本政策の大幅な見直しは、3年後に行われる。

## 提出者

Prabha Sridevan 判事 委員長

上級法廷弁護士、Prathiba M. Singh 委員

Narendra K. Sabharwal 委員／議長

法廷弁護士、Punita Bhargava 委員

Rajeev Srinivasan 委員

Dr. Unnat Pandit 委員

## 謝辞

**IPR シンクタンクの委員長および各委員は、インド政府の各省庁、他の国々の通商代表、国際機関に加え、利害関係者、企業団体、法律事務所および弁護士、IP 専門家、IP 組織、IP 部局、研究機関、学者、市民社会、ならびに一般市民から提供された情報に深く感謝する。IPR シンクタンクは特に、産業政策推進局および National Productivity Council の支援に感謝する。**